

広島県総合計画審議会設置条例（平成十七年広島県条例第二号）

（目的）

第一条 県の総合的な計画の策定及び実施に関する重要事項を調査審議するため、広島県総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第二条 審議会は、知事の諮問に応じ、県の総合的な計画の策定及び実施に関する重要事項を調査審議するものとする。

2 審議会は、前項に掲げる事項に関し、知事に意見を述べることができる。

（組織）

第三条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、県議会の議員、市町の長及び学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議及び議決）

第五条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第六条 審議会は、必要に応じ、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（小委員会）

第七条 審議会は、必要に応じ、その所掌事務について、小委員会を設けることができる。

2 小委員会に属する委員は、会長が指名する。

3 小委員会に委員長を置き、その小委員会に属する委員の互選により選任する。

4 審議会は、その決議により、小委員会の議決をもって審議会の議決とすることができます。

5 第四条第二項及び第三項、第五条並びに前条の規定は、小委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「審議会」とあるのは「小委員会」と読み替えるものとする。

（庶務）

第八条 審議会の庶務は、総務局において処理する。

（雑則）

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（広島県総合開発審議会条例の廃止）

2 広島県総合開発審議会条例（昭和二十六年広島県条例第二号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。